

## 建築物等の省エネ投資促進税制 (生産性向上設備投資促進税制)

### <省エネ投資促進税制とは？>

建築物全体の省エネ性能に大きく影響するLED等の照明や断熱窓等の先端的な省エネ設備について特例措置を講じる制度です。また、建築物本体の省エネ化についても、一定の利益率向上があれば、同様の措置の対象となります。

### 本制度の背景

- 近年、オフィスなどの業務部門(建築物部門)におけるエネルギー消費量は著しく増大しており、ビルの省エネ化の促進は、持続可能な社会を実現するために不可欠である。
- 「日本再興戦略」において以下のとおり位置づけられた。
  - ・ 省エネの最大限の推進を図るため、ビルの省エネ改修の促進を図る
  - ・ 今後3年間で設備投資を年間約70兆円に回復させることを目指す



### 概要

**対象者** 青色申告している法人・個人事業主

- 対象設備の要件**
- ①最新モデルであること
  - ②生産性が年平均で1%以上向上していること  
(一世代前のモデルと比較してエネルギー効率が年平均1%以上の向上)
  - ③一定の価額以上であること

対象	取得等の期間	受けられる特例措置
事業の用に供した 一定の設備等	平成28年3月31日まで	即時償却 または 税額控除5%(建物・構築物は3%)
	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日まで	特別償却50%(建物・構築物は25%) または 税額控除4%(建物・構築物は2%)

本制度および「生産性向上設備投資促進税制」に関するご質問は  
当事務所までお気軽にお問い合わせください。